

都市と商業

中心市街地空洞化問題を考える

モータリゼーションの進展と規制緩和で、大型店や大規模施設が郊外に立地し、まちの顔ともいえる中心市街地の空洞化が大きな問題になっています。

98年に中心市街地活性化法が施行され、今年6月には大規模小売店舗立地法が施行、また都市計画法の改正と、まちづくり三法と呼ばれるこれらの法律によって、商業施設単体の経済的規制から都市機能を念頭においた施策へ、大型店対地域事業者の対立関係から自治体、事業者、住民とのパートナーシップへと、我が国の商業政策は大きな転換期を迎えたといえるでしょう。

地域経済の活性化だけでなく、交流や情報発信、文化など、まちの中心にはさまざまな機能が融合し、地域の活力になることが求められています。中心市街地活性化に向けた現状の取り組みと、今後の都市と商業のあり方について考えてみます。



Contents 目次

Interview : インタビュー01

地域と商業

日本経済新聞社 編集委員 矢作 弘

Forum : 座談会07

北海道の中心市街地活性化と まちづくり

北海道大学大学院教授 小林 英嗣

株式会社 CIS 計画研究所 代表取締役所長 濱田 暁生

司会) 釧路公立大学教授・地域経済研究センター長 小磯 修二

Data : データボックス14

データで見る北海道商業

Contribution : 寄稿18

わがまちの中心市街地活性化

追分町...18 滝川市...20 函館市...22 小樽市...24 大樹町...26

Report : レポート128

各地での多様な取り組み